

# 高松市バス待ち環境整備事業補助制度

バスの利用促進やバス交通の活性化を図るため、新たに、バスの待合環境の整備に取り組む交通事業者や地域コミュニティ協議会等に対して、バス停における上屋やベンチの設置などに要した費用の一部を補助します。

上屋やベンチの設置は、通常、バス運行事業者が行うものと考えられますが、設置できる道路は限られています。このようなことから、バス停に面した民地内での設置について、地域の皆様に協力・連携いただくことが重要となります。

1

対象となる  
団体は？

- 交通事業者
- 地域コミュニティ協議会 など

2

対象となる  
事業は？

路線バスのバス停における公衆用の待合施設の新設または更新に係る事業を対象とします。

- 待合室（トイレを含む）
- 上屋
- ベンチ など

※ただし、次のものは除きます。

- ・ 事業費が10万円以下のもの
- ・ 土地の取得や賃貸に係る経費



ご質問は・・・

高松市交通政策課

電話 839-2138

まで、お願いします。

3

補助金はどれくらい？

### 補助率

補助対象事業費に対し、1/2以内（または2/3以内）です。

※次のいずれかに当てはまる場合は、補助率を2/3とします。

- 「多核連携型コンパクト・エコシティ推進計画」に掲げる集約拠点（広域交流拠点または地域・生活交流拠点）に位置する場合
- 方面の異なるバス路線の相互の乗換え（結節）拠点と認められる場合
- 1日当たりの利用者数が30人以上の場合
- 地域コミュニティ協議会が補助対象者である場合
- 市長が特に必要と認める場合

### 補助対象事業費の限度額

1か所当たり、100万円です。

※次の要件を満たす場合は、それぞれ50万円を加算します。  
（最高200万円）

- 「多核連携型コンパクト・エコシティ推進計画」に掲げる集約拠点（広域交流拠点または地域・生活交流拠点）に位置する場合、または方面の異なるバス路線の相互の乗換え（結節）拠点と認められる場合
- 1日当たりの利用者数が30人以上の場合

4

申請方法は？

事業開始前に、交付申請書に下記の書類を添付し、交通政策課まで提出してください。

- 実施計画書
- 収支予算書
- 現況写真
- その他市長が必要と認めるもの

交通事業者と地域コミュニティとの間で、あらかじめ役割分担を定めた上、連名で申請することもできます。

5

事業が完了したら？

事業を完了したら、速やかに実績報告書を提出してください。その後、事業内容を審査の上、金額を確定し、補助金をお支払いします。

### 【実績報告書の添付書類】

- 収支決算書
- 工事完成写真
- 工事代金の支払いが確認できる書面（領収書等）
- その他参考書類

